

Title	スペイン外務省文書館所蔵日本関係文書について：マリア・ルス号に関する一史料の紹介
Sub Title	Intervencion de la Legacion Espanola en Japon a "El Caso de Maria Luz", A traves de un despacho diplomatico en el Archivo del Ministerio de Asuntos Exteriores, Madrid
Author	柳田, 利夫(Yanagida, Toshio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1990
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.59, No.4 (1990. 12) ,p.127(479)- 147(499)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	学会動向
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19901200-0127

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

スペイン外務省文書館所蔵日本関係文書について

マリア・ルス号に関する一史料の紹介

柳 田 利 夫

筆者は、一九八九年々末から翌年初頭にかけて、慶応義塾大学地域研究センターから派遣されてマドリッドに滞在する機会を与えられた。その間、時間が許される範囲で日本関係史料の調査を行った。今回は、調査の対象をスペイン外務省文書館に絞り、のべ六日間の調査を行ったが、同文書館は、午前九時半から午後一時半までの四時間が閲覧時間であり、わずかな調査時間のため十分な調査を行うことはできなかった。しかし、これまで同文書館についての紹介や、所蔵文書の利用がなされてきたようには思われないので、ごく簡単に同文書館の紹介を行ったうえで、所蔵文書の具体例として、著名なベルー帆船マリア・ルス号事件に関係する一史料を翻刻し、簡単に解説を加えてみることにした。

一 スペイン外務省文書館 A. M. A. E. (Archivo del Ministerio de Asuntos Exteriores, Madrid)

一 一 概要

スペイン外務省は、マドリッド旧市街の中心ともいべきプエルタ・デ・ソルとプラサ・マヨールに近接するサンタ・クルス宮殿に主な機関を置いているが、同省関係の文書はその主要な部分がサンタ・クルス宮殿に接続している建物 (Edificio Nuevo) に所蔵されている。これがスペイン外務省文書館で、一般に A. M. A. E. の略称で呼ばれているものである。同館に所蔵されている文書の詳細な内容について言及するためには、外交関係の処理を担当した官庁組織の歴史的な変遷、またそれぞれの部署における業務の分担、文書の分類、大量の文書

が時間的に移動・分散されていった経緯など知らなければならぬ事項は多い。それらの詳細については幸いに María José Lozano Rincón, Enrique Romera Iruela, *GUIA DEL ARCHIVO DEL MINISTERIO DE ASUNTOS EXTERIORES*, Madrid 1981 を今日では容易に参照することができるので、ここではそれを繰り返すことはしない。

現在の位置に外務省関係の文書が移されたのは一九五〇年代になってからのことで、一九〇〇年まで王宮の国務省 (*Ministerio de Estado* 現在の外務省。以下では *Ministerio de Estado* と表現されている場合には、現在の外務省 *Ministerio de Asuntos Exteriores* と区別するために「国務省」と表記する。むろん総て外務省と読み替えてもさしたる不都合はない) 文書館に保管されていた文書は、サンタ・クルス宮殿のかつての牢獄跡に移され、そこから現在位置に移されたという経緯を持っている。現在、一階に事務室があり、人名・地名に関するカード・ケースなどが置かれており、地下が書庫と閲覧室(四方を貴重な文献で囲まれている)になっている。同文書館の所蔵文書は書架にして、長さ六三〇〇メートルに達しているという。この他にマドリッド近郊のアル

カラ・デ・エナールス *Alcalá de Henares* にも総合行政文書館があり二四一九メートルに達する書架に文書が納められている。

同文書館所蔵文書は、一部一六世紀にまで遡るものもあるが、基本的には一八三四年フェルナンド七世の死亡以降の文書が中心となっている。(それ以前の外交関係文書はシマンカス文書館、セビーリャ・インド総合文書館、マドリッド国立歴史文書館などにそれぞれの目的に応じて分散所蔵されている。また、旅券関係やその他の事務的な文書はアルカラ・デ・エナールスの総合行政文書館に保管されている)

同文書館所蔵史料中、閲覧可能なものは、原則として一九四五年までのもので、文書類については、一九三一年を境に、*Archivo Histórico* と *Archivo Renovado* とに二分されている。もっとも、*Archivo Renovado* に属する文書のなかには一九三一年以前のものも種々の経緯から若干含まれている。またこれらの他に、その文書の性質から上記の二区分とは別に、「個人履歴」、「条約」、「布教関係」、「地図類」、「ローマ教皇庁のスペイン大使館関係文書」(一六世紀から一九〇〇年まで)も別のセクションとして存在する。従って、現在、同文書館所蔵

史料は以下のよう区分をなしている。

1. - Archivo Histórico :
 - 1.1 Correspondencia
 - 1.1.1 Correspondencia con Organismos Nacionales
 - 1.1.2 Correspondencia con Embajadas y Legaciones
 - 1.1.3 Correspondencia con Consulados
 - 1.1.4 Correspondencia con Viceconsulados y Consulados Honorarios
 - 1.2 Política
 - 1.2.1 Política Exterior
 - 1.2.2 Política Interior
 - 1.2.3 Ultramar y Colonias
 - 1.2.4 Guerra Europea
 - 1.3 Protocolo
 - 1.4 Fundaciones Españolas en el Extranjero
 - 1.5 Fundaciones Extranjeras en España
 - 1.6 Agencia de Preces a Roma
 - 1.7 Cancillería
 2. - Personal
 3. - Tratados
 4. - Obra Pía
 5. - Mapas y Planos
 6. - Archivo de la Embajada de España ante La Santa Sede
 7. - Archivo renovado
 - 7.1 Subsecretaría
 - 7.2 Personal
 - 7.3 Administración y Contabilidad
 - 7.4 Asuntos Judiciales
 - 7.5 Protocolo
 - 7.6 Relaciones Culturales
 - 7.7 Política exterior
 - 7.8 Sociedad de Naciones
 - 7.9 Registro General
 - 7.10 Gabinete Diplomático
 - 7.11 Claves y Cifra (Lozano y Romera, pp.45-46)

Archivo Histórico が 公開されている一々のセクションの他にも Comercio と呼ばれているセクションがあると言われているが、その文書の閲覧は許可されていない。ただし、外務省へしかるべき理由を添えて申請す

れば、閲覧許可が出ることもあるであろうである。以上のうち今回、調査したセクションは1.1.2., 1.1.3., 1.2.1.の次に挙げる部分のみである。

1.1. Correspondencia

1.1.2. Correspondencia con Embajadas y Legaciones

1.1.2.31 Japón 1870-1931 Legajo 1632-1636

(5 Legajos)

1882-1929 Legajo 1636 (1 legajo)

1.1.3 Correspondencia con Consulados

1.1.3.106 Kobe 1897-1930 Legajo 1928 (1 legajo)

1.1.3.139 Nagasaki 1987-1930 Legajo 1975

(1 legajo)

1.1.3.231 Yokohama 1888-1923 Legajo 2094

(1 legajo)

1.2. Política

1.2.1. Política Exterior

1.2.1.39 Japón 1873-1929 Legajo 2537-2540

(4 legajos)

以上、直接日本から発信された外交書簡を主体とする合計 13 Legajos を調査し、書簡のリストを作成した。

(1.1.2.45. Perú の 72 Legajos 中 3 Legajos, 1.1.3.

113. Lima も調査したが、日本関係の文書は一枚も発見できなかった。また、中国関係やフィリピン関係の文書にも日本に関する言及があるはずであるが、今回は全く調査できなかった。)

一 二 調査文書の状態

一 一 二 一 Legajo (文書束)

通常、各 Legajo は約五〇〇通ほど(実際には Legajo の葉数にはかなりのばらつきがある)の書簡の原文書及び写しからなっており、当然、在日スペイン公使館・領事館から本国に宛発信された外交書簡 (despacho) の原文書が大部分を占める。また、Legajo あたり二〇〇〜三〇〇通ほどのマドリッド発(国務省長官 Ministro de Estado 同書記官 Secretario が関係各省庁に発給した文書の案文と、各省庁から国務省に宛てられた返信からなっている)あるいは、各地のスペイン在外公館から本国に向けて発信された外交書簡の原文などが含まれている。(それらの発信地はフィリピン、ウイーン、ロンドン、サンクト・ペテルスベルクなどが多い。)

この他、一般の外交書簡に良くみられるように、日本

公使館・領事館発信の文書には付属書類として日本政府発行の公文書、その翻訳、日本で発行された英字新聞の切り抜き、その他の文書の翻訳あるいは、周辺地域のスペイン在外公館等から日本の公使館に宛た書簡といった各種の付属文書がかなり添付されている場合がある。書簡はそれぞれ送付された状態のまま、一応、虫ピンやスペイン国旗のデザインの新紐で綴じられているが、全体は綴じ込まれておらず、古い時代の分類番号はあるが、現状に合わせた通し番号や、文書番号は全くないために、配列に関しては混乱が生じている。

書簡は原則的に、まず年代順に分け、それぞれ "Correspondencia 1875" といったように書かれた薄い一枚の洋紙でごく簡単に分けられ、紐でくくられているが、その中の年月日の順にはかなり混乱が見られる。また、この年代区分の用紙そのものがないものもあり、さらには年代の包があってもその年のものではない書簡も含まれている場合がある。この混乱がどのような理由で生じたのかは判明しないが、現在のような閲覧システムである限り、混乱が更に進むことは避けられない。また、なかにはかなり新しい書き込みも見られ、文書管理に若干の問題があることを物語っている。もっとも、書簡一通一通を直接

手にとって、自由に閲覧する事ができるメリットも小さい。その意味で、同文書館の文書の将来はひとつに利用者のモラルにかかっていると見えよう。ちなみに、複写は、請求量が少なく担当者に時間があれば、スペインではごく一般的な方法、すなわちその場でコピー機にかけて行われるので、非常に便利である。(文書保管の観点からはどのように評価されるかは別問題であるが。)

一―二―二 Correspondencia diplomática

在日スペイン公使館・領事館から本国宛に送付された外交書簡は、一般の欧米諸国の外交書簡と全く同じ形式で、それぞれに必要なと考えられる各種の付属書類が添付されていることについては既に指摘した通りである。あえて、その特徴を列記すれば、次の通りである。

各書簡は、公使館では Legación de España En El Japon 領事館では Consulado de España Yokohama 等と記された公式の用紙に記入されている。公使館文書は一八七〇年以降のものが現存し、初めは一時期をのぞいて横浜から、後に東京から発送されている。また、関東大震災の後の一時期に横浜からも発送されている。領事館文書は横浜が一八八八年以降、神戸長崎がともに一八九七年以降の文書が保存されている。各文書には、セ

表1

日付け	文書番号	区分	legajo	日付け	文書番号	区分	legajo
1881.01.07	3	S	1633	1882.01.04	3	S	1633
1881.01.11	4	S	1633	1882.01.10	5	P	1633
1881.02.07	8	CC	1633	1882.01.15	6	S	1633
1881.02.08	9	P	1633	1882.01.30	12	S	1633
1881.02.09	10	CC	1633	1882.02.09	14	P	1633
1881.02.14	11	S	1633	1882.03.12	23	P	1633
1881.02.18	12	P	1633	1882.03.15	25	P	1633
1881.02.19	13	CC	1633	1882.03.18	27	P	1633
1881.02.25	14	P	1633	1882.04.05	31	P	1633
1881.03.17	17	CC	1633	1882.04.12	34	P	1633
1881.03.17	18	S	1633	1882.04.14	36	C	1633
1881.03.17	19	S	1633	1882.04.21	38	S	1633
1881.03.17	20	P	1633	1882.04.26	40	P	1633
1881.04.05	23	CC	1633	1882.05.14	44	P	1633
1881.04.16	27	P	1633	1882.05.27	47	P	1633
1881.04.16	28	P	1633	1882.05.28	48	P	1633
1881.05.15	29	P	1633	1882.05.30	49	C	1633
1881.06.09	33	P	1633	1882.06.06	52	P	1633
1881.06.12	35	P	1633	1772.06.20	58	S	1633
1881.06.15	36	P	2537	1882.07.07	67	S	1633
*1881.06.21	39	P	2537	1882.07.07	68	S	1633
*1881.07.01	38	P	1633	1882.07.11	71	S	1633
1881.07.05	41	C	1633	*1882.07.31	79	S	1633
1881.07.06	42	P	1633	*1882.08.01	84	P	1633
1881.07.21	43	P	1633	*1882.08.03	75	P	1633
1881.07.26	44	P	1633	*1882.08.03	76	P	1633
1881.07.27	45	P	1633	*1882.08.04	77	P	1633
1881.07.27	46	P	2537	*1882.08.10	79	P	1633
1881.08.02	47	P	1633	1882.08.20	81	P	1633
1881.08.10	48	S	1633	1882.08.30	86	P	1633
1881.08.20	49	CC	1633	1882.09.04	88	P	1633
1881.08.28	50	P	1633	1882.09.09	90	P	1633
1881.09.02	51	S	1633	*1882.09.12	93	P	1633
1881.09.05	52	C	1633	*1882.09.23	103	P	1633
1881.09.07	53	P	1633	*1882.10.07	98	P	1933
1881.09.09	54	C	1633	*1882.10.14	100	P	1633

日付け	文書番号	区分	legajo	日付け	文書番号	区分	legajo
1881. 09. 14	55	P	1633	*1882. 10. 16	101	P	1633
1881. 09. 20	56	P	1633	*1882. 10. 21	102	C	1633
1881. 09. 26	57	C	1633	1882. 10. 28	104	A	1633
1881. 10. 06	58	S	1633	1882. 11. 15	106	P	1633
*1881. 10. 08	60	P	1633	1882. 11. 17	107	S	1633
*1881. 10. 09	59	C	1633	1882. 11. 29	111	C	1633
1881. 10. 12	61	P	1633	1882. 11. 30	112	P	1633
1881. 10. 14	62	P	1633	1882. 12. 12	119	P	1633
1881. 10. 14	63	S	1633				
1881. 10. 15	64	C C	1633				
1881. 10. 23	65	S	1633				
1881. 10. 23	66	P	1633				
1881. 10. 24	67	C	1633				
1881. 11. 03	68	P	1633				
1881. 11. 06	69	P	1633				
1881. 11. 15	70	C	1633				
1881. 11. 20	71	P	1633				
1881. 12. 05	74	C	1633				
1881. 12. 08	75	C	1633				
1881. 12. 20	76	C	1633				
1881. 12. 21	78	P	1633				

A = Administración
C = Comercio
C C = Comerciales y Consulados
P = política
S = Subsecretaría

クシヨン区分と文書番号が記入されているが、表一、表二から明らかのように日本で発給された文書の全てが現存しているわけではなく、かつ文書番号と日付けの間に矛盾がみられるものも見られる。これらについて、いまのところ十分な説明をすることはできない。(書簡番号に関してつけ加えれば、日本外務省外交史料館に現存する在日スペイン公使館の日本外務省宛書簡に付けられている書簡番号は、マドリードに送付された書簡とは全く別のナンバーリングに従っている。)残存状況の実態の一例として、一八八一年から一八八二年にかけての在日スペイン公使館発信書簡の一覧表を挙げておく。(表一)*をつけた部分が書簡番号と日付けに齟齬をきたすものである。

通常は二葉目から本文が始められており、日付けと署名とで結ばれる。本文は短い場合には一葉のみ、長いものでは二十葉近くになるものもある。一葉目には、書簡番号、内容区分、発信年月日、発信地、発信者、受信者、簡単な内容の要約などが記入されている他、

本国に転送の年月日、他官庁おける受信年月日、文書館への転送年月日、他官庁へのからの返送年月日などが、スタンブや手書きで記入されている。さらに、国務省でのごく短い種々の書き込み、たとえば、「承認」「了解」「重要」「興味深い」「返答済み」等がある場合もある。

書簡の内容に応じた区分 (sección política, sección de comercio etc.) に関しては、基本的に当時の受け入れ組織に従っているので、その改編にともない必然的に区分も変えられている。また、必ずしも文書の内容に合致した区分がなされている訳でもない。また、書簡の内容が多岐にわたる場合にも、セクション名は一つ(まれに二つ記入されることもある)である。さらに、なかに最初のクラス分けが後に変更されたものもある。具体的なセクション名としては Sección Política (Asuntos Políticos), Sección Comerciales y Consulados, Sección de Comercio, Subsecretaría, Secretaría General などが大部分を占める。これは後に、それぞれを示す数字に置き換えられてゆく。

外交書簡本文は、比較的短いものが多く、単に本国からの文書の受信を告げただけのものも少なくない。しかし、かなり長文のものもあり、日本の外務省関係者との

非公式会見や会談、意見交換(明治初期の書簡では、南洋諸島への日本人の進出の可能性に関する榎本武揚との会談、欧米訪問をひかえた岩倉具視との会談など)についての報告など興味深いものも散見される。また、本国国務省から日本および本国の他の官庁に向け送付された書簡の案文、付属書として書簡に添付された各種の資料など、意外に重要な史料が見いだせる。また、欧米各地のスペイン公使館・領事館からマドリードに向け送付された書簡も日本に関係するものは、日本の Legajo に合綴されており、これもまた貴重な史料といえるであろう。

一—三 閲覧手続き・閲覧期間

スペインの文部省の管轄下にある文書館(セビーリヤのインド総合文書館、マドリード国立歴史文書館等々)の場合にはいずれかの文書館で発行してもらい閲覧証(Tarjeta nacional de investigador)を所有してつれば、どこの文書館であっても全く問題なく資料の閲覧が可能であるが、外務省文書館の場合には、文部省の管轄下になく、直接外務省に所属しているために文書館で独自に発行している閲覧証が必要になる。これは、然るべき研究のためであれば、文書館の事務室に備え付けの申請書

に記入して申請することで比較的容易に発行してもらえ
る。ただし、数日を要する。(日本大使館は全く何もし
てくれないので、直接文書館に出向くのが得策。)

閲覧期間は、月曜日から金曜日までの週五日。土日・
祝祭日は当然休みになる他、クリスマス、聖週間にもカ
レンダーによって休館となる。また、八月は一月間休館
となるので全く調査はできない。また、このほか、プエ
ンテという、休日と休日とに挟まれた平日も度々休日扱
いとなるので、注意が必要である。

なお、午前九時半から午後一時半までの四時間が公式
の閲覧時間であるが、文書館の係員の帰り支度の時間も
これに含まれているようで、一時一五分には時間だと
いって追い出しにかかるので、実質的な閲覧時間はそ
れ以下と考えなければならぬ。また、同一の文書束
(Lagajo)の請求は三度くらいまでに限られている。通
常その日のうちに調べ終わらない場合には、次の日に調
べるといって返却を保留することができ、この場合には
返却回数には含まれない。これは頻繁な利用による文書
の破損を防ぐためであるという。

閲覧室は三〇人ほどが閲覧できるゆったりとした環境
であり、規則上は筆記用具以外の持ち込みは禁止されて

いるが、実際には鞆やコート類の持ち込みは自由であ
る。ただし禁煙は係員のいる場所はなぜかそうではない
が、閲覧室に関する限り徹底している。また、他人に迷
惑にならない範囲で、パーソナルコンピューターの持ち
込みも使用も許可されている。

最後につけ加えると、外務省の本館とは別棟とはい
え、文書館のある新館は内部で本館と直接つながって
おり、自由に行き来ができる構造になっているので、サン
・サルバドール通りの入り口から入るときに、身分証明
書(外国人の場合にはパスポート)の提示と現住所・連
絡先を示す必要がある。かつかなり厳しいチェックを受
けることがある。入館時には *Visitante* と記入されたプ
レートを渡されるので、常時胸につけておく必要がある。
退館時にはそれを返却するのは言うまでもない。但
し、同文書館発行の閲覧証を入手すると上記のわずらわ
しさはなく、閲覧証を受付で提示するだけで館内に入る
ことができ、前述のプレートも不要となる。

二 公使館発給文書とマリア・ルス号関係史料

二一 公使館から本国国務省宛外交書簡の概要
与えられた紙数の関係と、調査自体が完全に終了して

表 2

年度	所蔵文書数	最後の日付け	文書番号
1870	25	12. 28	42
1871	51	12. 12	104
1872	51	12. 27	78
1873	38	12. 27	62
1874	44	12. 10	53
1875	31	12. 28	48
1876	38	12. 12	69
1877	30	12. 28	74
1878	29	12. 28	73
1979	44	12. 27	100
1880	31	* 7. 30	* 77
1881	57	12. 21	78
1882	44	12. 12	119
1883	62	12. 31	98
1884	34	12. 22	78
1885	54	12. 29	96
1886	45	12. 30	133
1887	38	12. 31	98
1888	48	12. 30	74
1889	30	12. 30	64
1890	51	12. 21	80
1891	37	12. 26	76
1892	63	12. 05	112
1893	24	* 7. 22	* 55
1894	43	12. 10	117
1895	29	11. 30	109

* 1880年, 1893年については, 他の Legejo に同年度の文書が紛れ込んでいると思われる。

表 2 から推測できると、発信文書の数には年度によるばらつきが見られるが、おおよそ年間一〇〇通前後が公使館から発送され、そのうち多い年で八割、少なくとも三割程がマドリードの文書館に所蔵されていることになると思われる。

いないので、スペイン公使館から本国に送付された書簡のリストをここに掲載することはできないが、同文書館に現存する最初の公使館発信書簡が発送された一八七〇年から、日清戦争終結の一八九五年まで、年度ごとに現在調査の終わったものにつき、その文書数を表にすると、次のようになる。(表 2) 参考までに、現存する文書のうち年度末の文書の日付けと番号も付記しておく。

二一ニ マリア・ルス号関係史料
二一ニ〇
最後に、外務省文書館所蔵史料の具体例として、マリア・ルス号関係史料を紹介してみたい。マリア・ルス号事件に関しては、『日本外交文書』第五巻〜八巻に、また、東京の日本外務省外交史料館にはその原史料が「条約未済秘露国風帆船マリヤルーズ号清国拐民攬載横浜へ

入港ニ付処置一件」と題して保管⁽¹⁾されており、事実経過についてはほとんどが解明されているといえる。しかし、スペイン側がこの事件にどのようなかわりかたをしたのかについては、ほとんど論じられることもなかった。ここでは、スペイン側のマリア・ルス号事件への関与について、当時、在横浜のスペイン代理公使であったティブルシオ・ロドリゲス・イ・ムニョスが横浜から送付した書簡を紹介することで、そのアウトラインを描いてみたいと思う。紙数の関係で外務省文書館のマリア・ルス事件関係史料を総て紹介することはできないので、ここはそれらのうち、はじめてマリア・ルス号に言及した書簡を紹介するにとどめ、その他の関係史料の紹介と、スペイン本国を含めたスペイン側の同事件への関与の持つ意味などについては、後日稿を改めて論じることにした。

二―二―一 関係史料

今回の外務省文書館で見いだすことができたマリア・ルス号関係史料は、現在までのところ、次の七通だけである。(表3)

二―二―二 一八七二年八月六日付横浜発在日スペイン代理公使ティブルシオ・ロドリゲス・イ

表 3

日付け	地	番号	発信者	宛先
1872. 8. 6.	Yokohama	51	Tiburcio Rodríguez y Muñoz	→ Ministro de Estado
1872. 9. 3.	Yokohama	59	Tiburcio Rodríguez y Muñoz	→ Ministro de Estado
1872. 10. 25.	London	388	El Ministro Plenipotenciario de España en Londres	→ Ministro de Estado
1872. 10. 28.	Yokohama	68	Tiburcio Rodríguez y Muñoz	→ Ministro de Estado
1872. 11. 5.	Palacio	...	Secretario del Ministerio de Estado	→ Ministro de Ultramar
1872. 11. 5.	Madrid	...	Secretario del Ministerio de Estado	→ El Ministro Plenipotenciario de España en Londres
1873. 6. 24.	Yokohama	37	Tiburcio Rodríguez y Muñoz	→ Ministro de Estado

LEGACION DE ESPAÑA
EN EL JAPON.

N.º 51.

Sección de Comercio

2199
D. 51. *Sección de Comercio* 6 de 1700
n 179

Sección de Comercio.

a 7/2



Al Excmo. Sr. Ministro de Ultramar

S. S. S.

El Encargado de Negocios de España

Da cuenta de haber interceptado
extra-oficialmente una buena copia
en favor de un barco japonés
arribado a *Yokohama*.

Aprobado de...
17 de Julio

Excmo. Sr. Sr.

Que el día 10 del último mes
arribó en este puerto la barca
japonesa *Maria Luz*, que en viaje
de *Nagasaki* al *Callao* con
China, a ochocientas millas de
Japon perdió casi toda la
cargura y tiene que hacer rumbo
a la tierra mas cercana. El Sr.
que no tiene tratado con este
Reyno ha convenido en
representacion a la Legacion de
Honorable Ministro; pero el
Encargado de Negocios interino, en

atención del Ministro, se negó a
dar al barco protección de ningún
género, es puesto de que el tráfico
de coolie está prohibido en España.
En tal conflicto, el capitán, que
es un alfarero de la marina
de guerra peruana, se dirigió
de mí por escrito, y accediendo
a su instancia interpuso etc.
finalmente mi buena opinión
con las autoridades locales,
que de buen grado han permitido
que el buque sea aprovisionado
y reparado, y ya está casi listo
para darse a la vela. Además
he certificado sobre la práctica
de amibada forma y otras
diligencias. Me ha parecido
prudente y político, en los
momentos actuales, en que

(f. 2v)

España se halla en armistio, y
tiene propia a la par con la
República Virreyno-Americana,
el manifestar por este acto, que
en nada me comprometan, ni mi
amistad y simpatía hacia
el Gov. Con todo, no puedo
evitarme de dar cuenta a
V. E. y de solicitar su superior
aprobación.

Dice que a V. E. m. p. d.
D. D. L. L. de A. de A. de A.

Exmo. Sr.

B. L. de V. E.

su más atento y seguro servidor

Fernando Rodríguez
& Utrera

Don. Sr.
Ministro de Estado.

(f. 3)

・ムニョスのスペイン国務省長官宛外交書
簡五六号

(f. 1)

=Aprobado fho. 7 Octbre. = =n. 118=

Nº 51 Yoko-hama 6 de Agosto del 1872

Regº. Pa Lº. 4 Fº. 233 Nº. (sello)

Sección de Comercio

=a a/c(?)= MINISTERIO DE ESTADO

5 OCT 72

ENTRADA (sello)

M. Exmº Sr. Minsitro de Estado

Etc. Etc. Etc.

El Encargado de Negocios de España

Da cuenta de haber interpuesta

extra-oficialmente un buenos oficios

en favor de un barco peruano

arribado a Yoko-hama

=Aprobada su conducta

fho. el(?) 7 de Octbre.=

(f. 2)

LEGACION DE ESPAÑA

EN EL JAPON.

Nº 51

Sección de Comercio

Exmº Señor.

Muy Sr. mío: El 10 del último mes arribó en este puerto la barca peruana María Luz, gue en viaje de Macao al Callao con coolis chinos, a ochocientas millas del Japón perdió casi toda la arboladura y tuvo que hacer rumbo a la tierra más cercana. El Perú que no tiene tratado con este Imperio ha encomendado su representación a la Legación de los Estados Unidos; pero el Encargado de Negocios interino en (f. 2v) ausencia del Ministro, se negó a dar al barco protección de ningún género, so pretexto de que el tráfico de coolis está prohibido en América. En tal conficto, el capitán, que es un alférez de la marina de guerra peruana, se dirigió a mi por escrito, y acudiendo a su instancia interpusé extra-oficialmente mis buenos oficios cerca de las autoridades locales, que de buen

grado han permitido que el buque sea provisionado y reparado, y ya está casi listo para darse a la vela. Además he certificado gratis la protesta de arribada forzosa y otras diligencias. Me ha parecido prudente y político, en los momentos actuales, en que (f. 3) España se halla en armisticio y tan propicia a la paz con las repúblicas hispano-americanas, el manifestar por este acto, que en nada me comprometa, nuestra amistad y simpatías hacia el Perú. Con todo, no puedo eximirme de dar cuenta al V. E. y de impetrar su superior aprobación.

Dios gue. a V. E. M^o. A^o.

Yoko-hama 6 de Agosto de 1872

Exm^o. Sr.

B.S.M. de V.E.

su más atento y seguro servidor

Tiburcio Rodríguez

y Múnoz (FIRMA)

Exm^o. Sr. Ministro de Estado.

Etc. Etc. Etc.

(※本文アケセントについては、現代のものに改めておいた。)

(訳文) 「」は後筆

「一〇月七日付承認」 「二一八号」

第五一号 横浜 一八七二年八月六日

登録 Pa 包四 冊三三三 番号

通商部

「 」

国務省

七二年一〇月五日

受理

国務省長官殿

スペイン代理公使

横浜に入港したペルー船のために非公式に尽力した次第につき報告

「彼の行動は承認された。一〇月七日付」

(本文)

在日スペイン公使館

第五一号

通商部

拝啓

スペイン外務省文書館所蔵日本関係文書について マリア・ルス号に関する一史料の紹介 一四一 (四九三)

昨月一〇日、ペルー船マリア・ルス号が当港に入港致しました。同船は中国人苦力を搭載しマカオからカリャオに航行中、日本から八〇〇マイルのところ、ほとんど帆柱の全てを失ってしまい、最も近い陸地を目指さなければなりません。ペルーは当帝国と条約を締結しておりませんので、その代理権 *representación* をアメリカ合衆国公使館に委託しました。しかし、公使は不在中で、臨時代理公使は、アメリカでは苦力貿易は禁止されていると言う名目で、その船に対する一切の庇護を拒否しました。このような事態にいたり、ペルー海軍の中尉である船長は、書簡を私に送ってよこしました。そこで、彼の要請に応じて、当地の当局者を相手に非公式に（ペルー船のために）尽力いたしました。当局者は喜んで同船に糧食を供給し、修理を施す許可を与えました。同船はすでにほほ出帆する準備が整っております。また、私は無償で海難証明書を発給し、そのほかの処理を行いました。決して深く関与することなく、このような行動によって、ペルー国に対する我々の友情や親愛の情を示すことは、スペインが休戦状態にあるような現状では賢明で妥当であり、イスパノ・アメリカ諸国との和平にも好都合であると私には思われました。しかしなが

ら、閣下にこのことを御通知申し上げ、御承認をお願い申し上げます。

主が末永く閣下をお守りくださいますように。

一八七二年八月六日 横浜より

閣下の御手に接吻を致します。

閣下の最も注意深く、信頼できる僕

ティブルシオ・ロドリゲス・イ・ムニョス (署名)

国務省長官閣下

二一—三 解説

刊本である『日本外交文書』を見る限りでは、スペイン公使館側のマリア・ルス号事件に対する関与については、全く知ることはできないが、ここで紹介した史料によつて、スペイン側の関与の事実が明らかになる。本来、中国と日本におけるペルー権益代理を委託されていたアメリカ側⁽²⁾の日本における代表、日本駐劄臨時代理公使シェパードは、当時帰国中で不在であった公使デ・ロングにかわり、マリア・ルス号が合衆国で禁止されている苦力貿易に従事しているとの理由で、同船船長の保護要請をきっぱりと拒否していた⁽³⁾。このため、同船長は書簡によつてスペイン側に保護を要請した。これにこたえて、スペイン代理公使ティブルシオ・ロドリゲス・イ・

ムニョスは、非公式ながら積極的に日本当局に働きかけ、同船への便宜供与を勝ち得たことがここで明らかになる。また、それ以外にも、スペイン公使館は各種の便宜を与えたことが報告されているのである。もっとも、スペイン側の介入した事実そのものはマリア・ルス号に対する保護供与を拒否したアメリカ側の史料でも僅かながら言及されているところであり、スペイン外務省の史料を利用せずとも確認できることである。⁽⁴⁾

しかし、こういった事実経過にも増して重要な点は、在日スペイン公使館側が、アメリカ公使館が拒否したマリア・ルス号からの援助要請を受け入れた理由と、日本側が全くその権限を持たないスペイン側の非公式な行動を容認した点である。このことは、マリア・ルス事件が裁判を通じて外交問題化し、マカオのポルトガル側が介入の意図を示したときに、日本政府がポルトガル側は全くその権限を持たないとして、強くその介入を批判した姿勢とは対照的である。⁽⁵⁾ 代理公使の書簡では「決して深く関与することなく、このような行動によって、ペルー国に対する我々の友情や親愛の情を示すことは、スペインが休戦状態にあるような現状では賢明で妥当であり、イスパノ・アメリカ諸国との和平にも好都合であると私

には思われました。」と表現されているように、中南米・太平洋地域での宗主国的な地位を急激に失いつつあったスペイン側は、ペルーやその他のアメリカ諸国との関係改善の一策として、マリア・ルス号を保護しようと考えていたことが分かるのである。

また、一葉目のスペイン国務省における書き込み及びスタンプから、スペイン側がこの在日代理公使の書簡を受理したのは一〇月五日のことで、同代理公使の行動はその二日後の一〇月七日に承認が与えられたことも確認できる。もしこの書簡が日付け通り八月六日に作成されたものとすれば、スペイン代理公使は完全に状況を読み誤っていた。彼は、マリア・ルス号が順調に修理を終えて近日中に出帆するものと考えていた。事実、八月二日に船長から出された食糧積み込み許可申請は、翌三日には許可され、船はまさに出帆寸前であったことは明かである。⁽⁶⁾ しかし、このような状況を見たイギリス代理公使ワトソン及び、アメリカ合衆国臨時代理公使シェパードは、それぞれ、マリア・ルス号の出港の差し止めと、嚴重な裁判と処罰を外務卿副島種臣に対して、八月三日付で送付していたからである。⁽⁷⁾ さらに八月四日には、前述二カ国代表の意向を受けて、副島は神奈川県に対して同船

の取調を指示し、神奈川県はそれを実施しているのである。⁽⁸⁾このような経緯をスペイン側はほとんど知らなかったと考えられるのであり、あきらかに状況判断を誤ったといわねばならない。もっとも、スペイン代理公使は、自身の行動を非公式な面に限っており、その後も、アメリカ合衆国公使デ・ロングの到着とともに彼と共同して公正な公判要求等の裏面工作に参与していたようであるが、公的に以後の事件の発展に巻き込まれることはなかった。言葉を変えれば、以後のスペインは、マリア・ルス号をめぐる外交駆け引きの舞台から、早々に退場しなければならなかったのである。⁽⁹⁾スペイン代理公使が、マリア・ルス号事件の進展と裁判、そして船長リカルド・エレロの中国人苦力に対する暴力行為に対する有罪判決等につき本国に通報するのは、九月三日になってからのことであった。⁽¹⁰⁾ただし、この書簡がいつスペインに到着したかは、書簡の第一葉目が失われているために明らかでない。おそらく、スペイン本国がこの事件の新たな展開を知るのには、イギリス駐劄スペイン全権公使が一月二五日付ロンドンから送付した書簡においてであろう。その書簡は、ニューヨーク・トリビューンの江戸特派員からの報告を訳載したもので、一月四日付でスペ

イン国務省に届けられた。在日代理公使の行動に承認を与えてから一カ月も経っていなかった。⁽¹¹⁾

日本政府をしてマリア・ルス号事件を裁判にまでもちこませたのはいうまでもなくイギリス側であったが、そのイギリスに駐在したスペイン全権公使が一月二五日付の書簡でマリア・ルス号事件の経過を本国に通報したのは、スペインが当時行っていたキューバへの中国人苦力輸入に影響が生じる可能性があるかと判断し、政府の注意を喚起するためであった。一八七七年一月にスペインは清と中国人移住協定を結んだ後、それと同趣旨の協定を日本とも締結し、キューバへの日本人労働者送付を画策するのは、マリア・ルス号事件の発端から八年後、事件が最終的にロシア皇帝の仲裁で決着してから、わずか五年後の一八八〇年九月のことであった。⁽¹²⁾また、スペイン代理公使は裁判の判決後に送付した書簡では、領事裁判権が侵害されたことを指摘し、当時日本政府が進めつつあった条約改正交渉、特に領事裁判権の撤廃の意向に対し強く警告を発しているのである。さらに、スペインは、当時江戸の築地に居住し商業活動を行っていたオスカー・ヘーレンなる人物を領事に任命しており、彼の住居がスペイン領事館を兼ねていたが、そのオスカー・

ヘーレンは、この事件の処理中にペルーの代理領事も兼任するようになり、後にはペルーに渡り成功し、自己所有の農園における日本人労働者の導入を何度か計画することになる⁽¹³⁾。しかしながら、日本政府は、スペイン代理公使が非公式ながら関与し、スペイン領事ヘーレンもまた何らかの形で関与したのである。このマリア・ルス号事件の教訓から、スペインとの移住協定の締結は無論の事、それに基づくキューバへの日本人移民の送出や、ヘーレンの計画した日本人移民のペルーへの送出のいずれをも許可しようとはしなかったのである⁽¹⁴⁾。

このようにスペイン外務省文書館の史料に視点を据えて眺めると、マリア・ルス号事件は、またひとつ違った姿で我々の前に現れてくるのである。

スペイン外務省文書館に関して僅かの時間に行った史料調査の結果を、取り急ぎまとめてみた。調査というより、予備調査の段階での報告であるため、多分に錯誤や不十分な点があると思う。その点を了解いただいた上で、お読みいただければ幸いである。また、たった一点の史料紹介ではあるが、同文書館に保管されている文書の一端でも垣間見ていただければと思います、あえて取り上げさ

スペイン外務省文書館所蔵日本関係文書について マリアル・ス号に関する一史料の紹介 一四五（四九七）

せていただいた。マリア・ルス号事件をめぐるスペイン側の動き及び、オスカー・ヘーレンについては、後日、別の関係史料を紹介しつつ、あらためて論ずるつもりである。

註

- (1) 日本国外務省外交史料館（以下では G.S.K. と略称） 3-6-3-12 vols. 9（但し vol. 1 は現在では欠本である）
- (2) 一八七二年九月二七日付日本駐劄アメリカ合衆国公使デ・ロングのアメリカ合衆国國務省長官ハミルトン・フィッシュ宛外交書簡第二八二号（Papers relating to the foreign relations of The United States, transmitted to Congress with the annual message of the President December 1, 1873, Washington 1873, Part I Volume I p. 526 以下では USP と略称す）
- (3) 一八七二年八月三日付日本駐劄アメリカ合衆国臨時代理公使チャールズ・シェパードの日本国外務卿副島種臣宛外交書簡第九二号（『日本外交文書』第五巻 pp. 420-421）シェパードはその二週間ほど前の七月二〇日付書簡でハミルトン・フィッシュに宛自分の処置の承認を求めている（外交書簡第五号：一八七二年二月五日付アメリカ合衆国國務省長官フィッシュの日本駐劄同国公使デ・ロング宛外交書簡第二四六号 USP. p. 563）が、

それに対して、本国側は一八七二年八月二十九日付ワシントン発国務省長官フィッシュの在日アメリカ合衆国公使デ・ロング宛外交書簡一三三三号によって、公使館の処置を承認した。(USP. p. 524)

(4) 一八七二年八月十九日付横浜発日本駐劄アメリカ合衆国公使デ・ロングのペルー国外務大臣宛外交書簡第八六号一八七二年九月二十七日付日本駐劄アメリカ合衆国公使デ・ロングの同国国務省長官フィッシュ宛外交書簡第二八二号付属書第一〇号 (USP. pp. 532-3)

「(マリア・ルス号が横浜港に)到着し、この訴訟が進行している間、私は不在であり、日本駐劄アメリカ合衆国臨時代理公使 C.O. シェパード氏は、合衆国政府国務省長官によって発せられた苦力貿易に関する訓令を考慮して、同船の高級船員および乗組員が従事していた商売のために、彼らに対するいかなる種類の援助であれ、助力であれ、それを行うことは上述の訓令の意図に相反すると考えました。船長エリエロ氏は日本駐劄スペイン代理公使ティブルシオ・ロドリゲス・イ・ムニョス氏の助言と援助を求めそれを得ることに成功しました。彼と私とで協力して日本当局をして船長と高級船員に対して提出されている告訴に関して公正、迅速かつ公開の公判を行うよう迫りました。」

(5) 一八七二年八月三〇日マカオ発ポルトガル総督の副島種臣外務卿宛書簡 (G. S. K. Ibid., vol. 2, doc. 35, 『日

本外交文書』第五卷 p. 470-1) 一八七二年九月十九日付副島種臣外務卿のマカオ総督宛返書 (G. S. K. Ibid. Loc. cit, doc. 33, 『日本外交文書』 pp. 501-502)

「今般の事件は専ら秘魯国と支那日本の政府に關係せる事明かなれば閣下如何んしてか此度の顛末並に此事に關せる我裁判の所置振を貴国政府の譽誉と利益に關係ありと言ふを得んや之れ拙者か解し得ざる所に候」

(6) 「明治五壬申六月五日西洋千八百七十二年第七月十日条約未済なるピリユー国帆走船マリヤルシー号困難に付入港取扱方一件」によれば白米一万斤、葱十籠、豚六匹の積み込みが申請されて許可されている。(Ibid., p. 427)

(7) Ibid., pp. 415-421

(8) Ibid., p. 421

(9) その後、マリア・ルス号のスペイン人(?)水夫達が横浜で起こした果物の盜難事件に關して、彼らが条約未済国民(ペルー人)として扱われ、裁判の結果罰金刑に処せられたことがジャパン・ヘラルドで報道されたため、スペイン公使館が事実關係の照会を求めている。
G. S. K. Ibid., vol. 5 dd. 52~55

(10) 1872. 9. 3. Yokohama no. 59 A.M.A.E. H-1632

(11) 1872. 10. 25. Londres no. 388 A.M.A.E. H-1632

(12) 『日本外交文書』第十三卷 pp. 331-336

(13) オスカー・ヘーレンのスペイン代理領事 Agente Consultaire d'Espagne 任命は一八七一年一月五日付で副島

外務卿に通告された。(1871.1.5 Yokohama, Tiburcio Rodriguez y Muñoz-Soyeshima G. S. K. 6-1-8-3-13, 「在本邦各国領事任免雜件 西班牙国之部」doc. 1) ヘーレンはその後、本国からの指令で副領事に昇進するが、その日本政府への伝達から、マリア・ルス号が横浜に入港するまで一か月もなかった。1872.6.15 Yokohama, Tiburcio Rodriguez y Muñoz-Soyeshima, Ibid. doc. 2)

在日ペルー国総領事指名は、一八七二年二月一四日付でパルド・ペルー大統領の patente が発給され、一八七三年八月二二日付で日本政府へ伝えられている。(G. S. K. 6-1-8-3-16, 「在本邦各国領事任免雜件 秘露国之部」dd. 1-3)

また、ヘーレンの日本人移民輸入計画については、『日本外交文書』第十一卷 Pp. 389-402, 第十二卷 Pp. 359-375 を参照の事。その他、ヘーレンに関する論文として、

川崎晴朗「築地居留地三二番・三三番」(1)、(2) (『都市問題』76-8, 9)

川崎晴朗「オスカル・ヘーレンと日本」(上)(中)(下) (『学燈』83-4, 5, 6)

- (14) 一八七九年二月一七日付東京発寺島宗則外務卿の日本駐劄ペルー国公使エルモア宛書簡 (『日本外交文書』第十二卷 pp. 359-364)

「日本人民にて政府が法に適合せざると思惟する約定を取結ばんとするときは、其因て起る所の難を免れしめん為政府にて其人民を保護すべき正当なる権理の執行上に於て右カ条聊か其自由を短縮せらるる所なき言を俟す將又日本人民を雇夫に異ならざる使役に供せんと企るが如き約定は我国法の嚴禁たる事閣下にも御承知可有之且右の主義はマリヤルス船一件の時に於て充分証明せし如く我政府の常に固守する所のものに有之候」